



積丹町

議会広報

第73号

平成30年9月

議会だより



盛漁を終えたウニ漁風景（神岬地区）

— 内 容 —

◇平成30年第2回積丹町議会定例会

一般質問

- 新生児聴覚検査について……………2～5
- 災害時庁舎電話回線コントロール及び住民に同報を行う屋外放送(有線放送)について
- 高齢者見守りネットワークについて…6～10
- 自治会(町内会)の体制強化について
- 児童虐待問題について……………10～13

◇議員活動

○北海道町村議会議員研修会及び

積丹町議会議員視察研修……………14

◇議会の主なる動き……………15

◇議会一口メモ……………15

◇積丹町議会・委員会出席状況……………16

◇編集後記……………16

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

平成30年第2回積丹町議会定例会

平成30年第2回積丹町議会定例会が6月20日に招集され、報告1件、議案7件、陳情1件、意見案1件が審議され、翌21日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎新生児聴覚検査について ◎災害時庁舎電話回線コントロール 及び住民に同報を行う屋外放送 (有線放送)について

笹山 よしはる 議員



私の質問は2点あります。

1点目は「新生児聴覚検査について」質問します。生まれつき聴覚に障害がある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合と

見られています。その中で早期発見や適切な支援により影響を最小限に抑えることが出来ると言われています。障害を持って生まれた本人はもとより、両親や家族は一生の悩みを抱えると思います。この様なことから、全ての新生児を対象に「新生児聴覚検査」を実施することが重要ではないかと考えます。そこで本町の現状として、①本町における新生児聴覚検査の

状況はどうかになっているのか。②受診状況の把握や受診児への対策はどうなっているのか。③新生児聴覚検査の周知啓発の取り組みはどの様になっているのか。④公費助成を導入し、受診を促す体制を整備する考えがあるのか。以上4点について伺います。

次に2つ目の「災害時庁舎電話回線コントロール及び住民に同報を行う屋外放送(有線放送)」について質問します。災害時になると役場庁舎に一齐に外部から電話が殺到することが予測されますが、①情報収集、業務連絡等の電話回線が確保できるシステムになっているのか。②公衆無線、Wi-Fi(ワイファイ)の有効性を考えているのか。③他町村の災害時の事例を把握しているのか。④町職員の危機管理(動員配備)はどのように考えているのか。また、町民に同報を行う外部スピーカーの設置場所や音量はどのように考えているのかお伺いします。

松井町長答弁

1点目の本町の新生児聴覚検査の現状についてであります。近隣市町村で新生児聴覚検査を実施できる医療機関は、

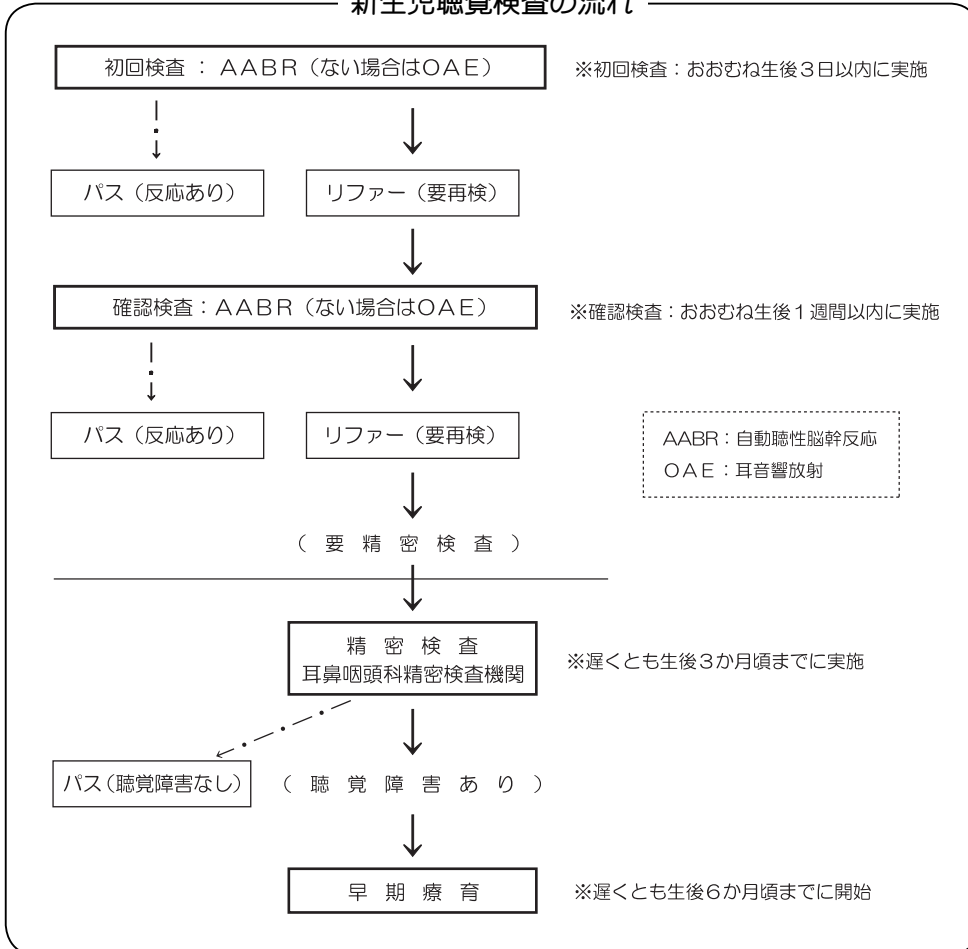
小樽市の〃おたるレディースクリニック〃その他札幌市の24医療機関です。また、本年4月から分娩を再開した小樽協会病院でも今後は検査が実施できるものと承知しております。

2点目の受診状況の把握についてですが、平成27年度は出生数13人中、受診人数が8人で実施率61・5%。28年度は出生数12人、実施人数5人、実施率41・7%。29年度は出生数14人、実施人数8人、実施率57・1%です。

また、対策につきましては、新生児の訪問指導で保健師が保護者と面談して、検査の結果について確認をし、異常があった時は再検査の経過等も確認することとしております。また、受診を終えていない場合は、受診の督促をしているところですが、その主な要因としては①身近に受診できる医療機関が少ないこと②検査で異常が発見された時の親としてのショックが大きくないか③医療保険適用外のため、経済的負担が大きいです。3点がその要因として考えられます。

3点目の新生児聴覚検査の周知啓発の取り組みについてですが、

新生児聴覚検査の流れ



▲一般社団法人日本耳鼻咽喉頭学会「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」より抜粋

妊産婦の訪問指導時に保健師が妊産婦の健康状態把握のほか、妊娠や出産に関する情報提供の中でも、ご指摘の新生児聴覚検査の概要などを説明し、その重要性について随時周知・指導に努めています。4点目の公費助成の導入体制を

整備してはどうかについては、新生児聴覚検査は医療保険が適用されないため、全額自己負担となるものです。費用は、1回の検査当たり大体3,000円から8,000円程度の保護者の負担と承知しています。

一部助成を含む公費負担を実施している道内の状況では、平成30年4月1日現在で全道179市町村中8市町村が実施しています。但し、うち初回の検査と確認検査の2つの両検査を実施している市町村は3町村で、後志管内では泊村が助成していると承知しています。また、平成30年度中に新たに公費負担の実施を予定している市町村は、全道で30市町村、うち2つの検査助成については18市町村と承知しています。そのうち後志管内では、寿都町・黒松内町・共和町・神恵内村の4町村が新たに公費負担の実施を予定していると伺っており、うち2つの検査に対する助成措置は、3町村と伺っています。当町の今後の公費負担のあり方については、国や道、後志管内市町村の動向やまた財政の状況等を勘案しながら、仮に実施するとした場合には対象とする検査の種類や負担の助成額等の公費負担制度のあり方の検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、2点目の災害時庁舎電話回線コントロール及び住民に同報を行う屋外放送に関して、1つ目の情報収集、業務連絡等の電話回

線が確保できるシステムになっているのかについては、当町の現状においてハードとしてのシステム整備は行っていない状況です。全ての庁舎一般電話回線は8回線ありますが、これらが塞がった場合、一般電話回線を使用しての外部からの受電や役場側からの発信は、制限を受けざるを得ない状況にあります。

2つ目の公衆無線、Wi-Fi（ワイファイ）の有効性をどう考えるかについては、電話回線が輻輳して利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすい、またスマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及していますので、災害時でも効果的に情報を受信・発信できる通信手段であるとされており、その有効性は認識しています。現在、町の施設でWi-Fi（ワイファイ）が利用可能な施設としては、総合文化センターの1カ所となっており、SSID入力が必要はなく、スマートフォンなどが接続可能な状況です。

3つ目の他市町村の災害時の事例を把握しているのかについては、ある被災地の事例によりま

すと、市民からの電話が殺到し、その対応に追われた結果、的確な情報管理や災害対応への指示が出来なかつたような事例もあると承知しております。そのような事態にならないような体制づくりには日々努めていく必要があると考えています。

4つ目の町職員の危機管理、動員配備はどのように考えているのかについてですが、職員には、災害発生時は夜間・休日を問わず、非常参集の必要があることを日ごろから周知しています。職員への非常時の連絡体制は、総務課から各課長等へ、各課長から課員へと災害の規模や状況に応じて招集ができるようにしています。また、台風など時間の経過により予想等の対応が可能な場合は、どのような参集を行うかなど、内容を事前に確認・周知し、災害発生前に職員を参集させる対応を行うように努めています。

次に、住民に同報を行う屋外スピーカーの設置場所・音量はどのように考えているのかについてですが、現在、町内に40カ所の屋外拡声器が設置されています。当町の場合、各家庭に個別の受信機（I

P電話）が設置していることから、屋外拡声器は災害発生時に屋外にいる方への情報伝達と、停電時にIP電話が使用できない場合の情報伝達を主な役割としています。

機器に故障がないか、音量は適正かなどについては、毎日正午と18時にチャイム音を放送しているところですが、平成24年の運用開始からこれまで、屋外拡声器からの情報提供等に関して重大な改修等が必要ではないか、増設が必要ではないかなどの深刻な意見等は寄せられていないと承知しています。しかしながら、屋外拡声器のみを設置している全国いずれの市町村の課題としても、風向きや降雨、降雪の影響や立地条件等により場所によっては、聞こえ方に違いが生じ、大雨で屋内にいる場合『聞こえなかった』とする災害被災地での共通の課題事例が、当該施設の性質上あるということについては、承知しています。屋外拡声器のみにより住民全てにあらゆる情報を提供することは極めて難しいと考えていますが、当町のように屋内に情報伝達機器が重層的に設置されている市町村は極めて少ない状況から申し上げます。

ば、現時点においては有効と評価されているものと考えています。

再質問 新生児聴覚検査について再質問します。

子供が先天性の難聴になるのを避ける方法はあるのでしょうか。先天性高度感音性難聴は、原因がはっきりしていないものが多く、次のように原因がある程度解るものもあります。①遺伝で起こる「遺伝性難聴」②妊娠時の感染などで起こる「胎生期難聴」③新生児仮死などで周産期が原因で起こる「周産期難聴」と3点ほどであると聞いていますが、どのような予防を実施したら良いかお伺いします。

町長再答弁

保健師の指導実務書等からは、3つのいずれについても明確な見解は見出せないことが多いと伺っています。遺伝によるもの、妊娠中に起こったウイルス性の感染によるもの等を含めて、大半は原因不明というのが多いようです。予防する手だてにつきましては、保健師としては、予防措置を講ずるにしてもどのようなワクチンが良いのか等々を含めて医

師と十分相談するように指導・助言をしています。いずれにしましても、非常に専門性が高く、それぞれについて明確にお答えが出来ないことについてはご理解をいただきたいと思います。

新生児のうちは、非常にわかりづらいという特性がありますので、出産を終えて退院してからも保健師は、定期的に乳幼児健診等がありますので、相談等があれば、今申し上げたように医師等の診察ができるだけ早く受診すること。また、その結果によっては、補聴器の装着等の必要性、あるいは療育を受けるとすればどのような療育機関へ行けば良いのか等々を含めて、専門医療機関への受診に繋げるような指導・助言に努めているところです。

再々質問

住民に同報を行う屋外放送について再々質問します。屋外スピーカーを設置した周辺地域では、『騒音』に感じる住民がいます。音は遠くに行く程小さくなる為、必然的にスピーカー近くの世帯は過剰音量となり、家屋全体が震えるような大音量になることがあります。近年の家屋は気密



▲野外拡声器（美国：栄町地区）

性が増し、屋外スピーカーの音が聞き取り難い一方で、音量を上げる事によって気密性の低い住宅の住民は、騒音被害になります。これに加え、耳の遠い高齢者から『声が聞き取れない』との苦情により、過剰音量の傾向になる指摘があります。本来、屋外スピーカーは有事や大規模災害のためのシステムであり、その目的においてある程度の音量は当然許容される性質のものであります。一部行政機関の緊急性、重大性、公益性の低い内

容における慣用により騒音が問題化される事もあると聞いています。屋外スピーカーは、環境音などと異なり聞き流すことができない性質のため、特に耳ざわりになりやすい上、乳幼児を持つ家庭や夜間勤務で日中睡眠をとっている住民等にとっては、深刻な実害となる可能性もあります。

また、騒音被害による苦情の声は、公共の利益の名目により制圧されることなく、職業、感受性、生活スタイルの個人差、スピーカーとの距離、家屋の気密性による音量の違いによって被害の程度が理解されていない苦情に鑑み、慎重な運用が求められると思います。実際の災害時では、そのようなことを言っではいられない状況でしょうけれども、災害の訓練時には音量の調節などを聞き取りし、きめ細かな気配りが必要でないかと思えます。またJアラート（全国瞬時警報システム）から流れてくる国からの緊急情報は、私の地域では一切聞こえません。山にこだまして反射してくる音はしていません。そのようなことも踏まえてどのように考えているのかお伺いします。

町長再々答弁

現在当町では、40基のうち出力が30ワットは17基、50ワットは23基設置されています。50ワットは、美国・婦美・幌武意・日司・野塚・丸山・西河・余別・神岬と、一番出力の大きいものを設置していますが、これは非常災害時に最も情報が届くことを最優先にしていますので、平時の訓練等において、ご指摘のように非常に違和感があるようなことについては、当然だろうと思えます。また、現在設置している機器は、現状の最大音量を容易に調整できるような仕組ではありません。雨の日、あるいは風の日・雪の日などには非常に聞こえが悪いという指摘を耳にしていますが、平成24年に設置した施設ですので、もう少しこの運用等を通じて住民の意見等を聞くことに努めてまいりたいと思えます。

Jアラート（全国瞬時警報システム）が、非常に聞こえが悪いことについては、積丹町だけではないので、その改善等は、道を通じて国にもそうした声を届けていくようにしたいと思います。

当町は、屋外と屋内の重層的な施設を持っていますが、まだ屋外

拡声器が設置されていない町村もあります。国では屋外拡声器があるところについては、屋内にも宅内スピーカーをつけるように要請がきています。しかしこの種の情報伝達施設の機能性は、進歩が激しい状況の中、どのような機器を選択していくかということについては、難しい課題でもあります。一方、当町の施設も、今、更新時期を迎えており、現行の制度の中では更新時の情報伝達施設に対する助成支援措置は、ほとんど無いに等しいような状況であります。これからの国の政策の行方等も十分見極めながら、少なくとも情報伝達機能が発揮が出来ない、有しないようなことが無いように施策の優先性を高める努力をしてまいりたいと思えます。



◎高齢者見守りネットワークについて ◎自治会(町内会)の体制強化について

岩本 幹兒 議員



最初に、「高齢者見守りネットワークについて」お伺いします。積丹町は、人口2,000人余りの小規模町村ですが、昨年末から今年にかけて美国地区で数件の孤立死が相次ぎました。孤立死とは、社会から孤立した結果、死後長期間放置されるような死を意味しますので、積丹町の場合は発見が早かったため、厳密に言えば、孤立死とは言えないと思いますが、そのような事例が相次ぎました。

第8次積丹町高齢者保健福祉計画(平成30年度から平成32年度)の中でも「高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし

続けられる町をを目指して」を基本理念とし、「その施策の展開」の中で高齢者見守りネットワークが地域包括支援センターを中心として、自治会等連合会などの協力を、民生委員協議会、社会福祉協議会などの協力員による地域見守り活動、自宅訪問の実施などによる日常的な安否確認が必要不可欠として、その体制固めは一応整備されているというものの、現実には事件が発生しています。見守りネットワークがその体制として十分に機能を発揮していたとしたならば、防げた事例もあったのではないかと思うと残念でなりません。

機能的に不備な点はなかったのでしょうか。高齢になって、住み慣れた積丹町で、ずっと暮らしたいと思っても、暮らすことが困難になり、更にはこの様な不安要素が加わっていくとなると、依然として高齢者が積丹町から転出するという流れは続いていく事になると思います。今後この孤立死に関しましては、高齢者に限ったことではありませんが、この様な事件を防ぐためには、更にもの様な対策を講じて行かなければならないと考えているのか、町長のお考えをお伺いします。

次に、「自治会(町内会)の体制強化について」質問します。積丹町には、美国地区の小泊・厚苦町内会から神岬自治会まで23の自治会(町内会)(中には親睦会という呼称のところ)があります。自治会(町内会)は、町民の生活に直結し、町民相互の親睦、融和を図るとともに、回覧板配付、防災体制の柱の一つとしての役割など重要な組織であると思います。しかしながら、その自治会(町内会)も町民の人口減少、高齢化による影響が最も大きいと思います。が、会員数の減少、役員のなり手

不足などで苦慮している現況にあります。自治会(町内会)の中には町役場職員が役員として尽力されているところもありますが、町役場職員が全く居ないところもあります。そこで、自治会(町内会)と町とのパイプ役として、町役場職員が全ての自治会(町内会)に専属の自治会(町内会)連絡担当職員として配置されれば、今後の高齢者対策、防災対策等を考える上でも自治会(町内会)活動がよりスムーズにいくのではないかと思います。専属連絡担当職員という少し大きさに考えがちだと思いますが、町役場職員の皆様には普段どおりの仕事、生活をし、ボランティア的精神で自治会(町内会)のお手伝いをしていただければという考え方です。町長は、配置するお考えがあるのかどうか、お伺いします。

松井町長答弁

1点目の高齢者見守りネットワークに関してありますが、町では平成22年から類似の発生事例を把握・分析しております。今後の対策に生かす取り組みをしています。その発生事例を見ますと、平成22年から現在まで14

件の事例があり、その7割近くが心臓関連疾患や脳溢血などの急性の疾患の発症によるものでした。その特徴的な要因としては、日ごろから健康診断を受診されていない方、自身の身体の異常の有無については、離れている家族もほとんど把握できていなかったため、発生への予防・予知、いわゆる健康管理が十分でなかった事例が極めて多いことが分かっています。また違う視点から考えますと、その多くの事例の方々は、どちらかというと町内や近隣の方々との対人、コミュニケーション関係の積極性が希薄気味であった方が多かったのではないかと考察しています。



▲第1回リフレッシュ学級（音楽療法体験）

こうした事例から見た町の対応、いわゆる見守りネットワークのような機能に不備はなかったのかという点についてであります。私は何よりもまず高齢者のみならず町民の皆さん一人一人の健康意識を高めていただく、そして健康診断による早期発見・早期治療・健康予防運動への参加を含めてどのように高めていくのか、このことが第一義的な課題ではないかと認識しています。町外におられる親族の方にも同じような認識を持つ

ような努力が必要ではないかと考えます。

今後の対策については、平成22年からの類似の発生事例の分析データからは、健診を受診していない方が極めて多いことから、保健指導を強化し、病気の早期発見に努めていくことに一層力点を置いていくことが極めて重要ではないかと考えます。特に現在実施しているワンコイン健診、ワンポイント事業などの町独自の健康づくり関連対策事業や海洋センター高度利用事業を通して実施している

様々な事業への参加者の拡大、或いは、参加する方々との仲間づくりをどのように広げていくのかということについて、単に事業内容の啓発だけでなく、非常に重要ではないかと考えます。

一方この見守りネットワーク事業の強化拡充が決して万能の対策であるとは考えておりません。大事なことは、高齢者の皆さんが日常的に買い物や外出すること。高齢者の方々に対する生涯学習等の行政施策を当町では多く提供しているところですが、そうした機会に積極的に参加し、またそうした機会を通して友人・知人と接する機会を多く持つこと、高齢者が自ら外出したくなる、友人・知人・外部の方々と接触したくなるような町づくりを大事な基本理念として、現在進めている様々な施策事業のあり方についても検討の余地はあるのではないかと考えます。

2点目の自治会（町内会）の体制強化についてであります。役場職員が全ての自治会（町内会）に専属の連絡担当員として配置することににつきましては、一般財団法人地方自治研究機構でも地域担当制についての調査研究結果が出

ており、全国の30%の自治体で地域担当職員制度を実施しています。大きく大別しますと1つには職員の意思に関係なく、いわゆる公務として実施しているところが約92%、2つには職員の意思に基づくボランティア活動として実施しているが7%のような報告が出ています。この地域担当職員の具体的な役割、活動は、1つには当該自治体の施策や事業に関する情報を提供する役割の担当職員72%、2つには地域づくりへの助言や後方支援61%、住民ニーズの把握56%、補助金、助成金制度に対する情報提供50%、祭り・イベント等への参加、開催支援49%などです。また一方で、公務をもって担当職員制度としている場合の課題についても出ております。主なるものとして、1つには業務内容の拡大により職員の業務量の負担が増え、本来の業務に支障が出るのではないかと。2つには、時間外勤務、休日勤務等が増大するのではないかと。3つには、自治会等活動が地域担当職員に依存することになり、地域や住民の自主性が低下するのではないかと。4つには、自治会の活動、取り組み意欲にもそ

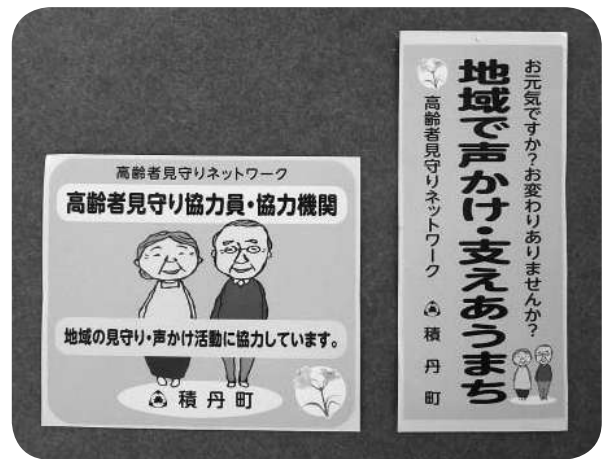
れぞれ差があり、各地域への公平な対応に支障となるようなケースが出てきはしないかなども報告されています。

職員がボランティア的精神で自治会（町内会）のお手伝いを行うような考え方について町長はどうかについてであります。現在、ボランティアとして単位自治会（町内会）の役員等に係わっている職員は6自治会（町内会）約11名と把握しています。また、役場退職者のほか、郵便局、社会福祉協議会などの公的機関の職員においても多くの方々がボランティアにより自治会活動を支えていることも承知しています。地方分権時代の町づくりを担う職員像の中では、『自らも地域の一員であるとの認識を持ち、自治会等の地域活動に参加し、住民との連帯感を持った職員になれ』ということでもあります。従いまして、後ろにいます管理監督にある職員ともども、そのような認識のもとに職員の育成に努めてまいりたいと思います。これまで個々の自治会や自治会連合会あるいは自治会連合会支部の皆さんからご指摘のような担当職員の配置などの要望や意向調査

の要望等々の実態はありませんが、自治会活動におきましてもそれぞれ特色や伝統、自主性というものがあろうと思えます。そうした自治会活動の特色や伝統、自主性を最大限尊重した中で、この制度に限定せずに自治会活動等へ町の人的支援のあり方として町職員がどのような役割を担い得るのか、またその体制がどんなことが期待されているのかなどについて、一度関係の自治会あるいは連合会の皆さん方にも意見を伺い、具現化に向けて検討が進められるものであれば検討を進めてまいりたいと考えます。

再質問

1問目の「高齢者見守りネットワークについて」ですが、原因として急性の心臓病や脳溢血が多く、健康診断が余りなされていない方が多いというような答弁でした。その様な健康の面も確かにそれは最終的にあるかもしれないですが、そこに至るまでの過程として、心の健康といえますか、心の寂しさといえますか、人間関係の薄さといえますか、そういうものが引き金となり、最終的になったという事も十分考えられるので



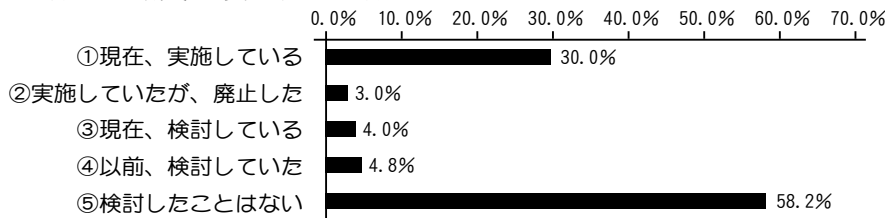
▲見守りネットワークステッカー

フスタイルを選択するのは個人の自由であり、個人の価値観によるもので、余り第三者がとやかく言うべきではないという声もあります。個人のプライバシー重視の影響もあるので、孤立予防においてカバーできる範囲には限界もあると思えますが、先程の幾つかの事例については、そこに至るまでそうした見守り情報の提供は、少なからずはあったと思います。それに対しての動きが鈍かったことも原因の一つではないかと思えますが今後どう改善したら良いと思うのか、今一度お伺いします。

2問目の自治会（町内会）の体制強化についてですが、只今の町長の答弁で担当職員が全国でも30%、中には公務として、その30%のうち92%の人が担当職員は公務だという形で、むしろ私が提案しましたボランティアというのは7%で、本当に少ないのだと。その公務として配置するにも4つの課題が色々あるという事を伺いましたが、積極的に具現化に向けて検討していくという答弁だと私は受け取りましたけれども、現在各自自治会（町内会）に在住している町役場職員の皆さんもおられま

すが、6自治会11名ですか。その様な方々を含めて、でき得れば1名ずつではなく、もしも配置していただけるのであれば2名ずつ配置するのがより良いのではないかと思います。町長のお考えをもう一度お伺いします。

■地域担当職員制度の実施状況



◎地域担当職員制度について

住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識をも住民本位に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度。

【出典「地域担当職員制度に関する調査研究(平成29年3月)」(一財)地方自治研究機構発行】

それから、事務方に質問ですが、この自治会(町内会)ですが、会員数の減少に関連して会員数が少ない順に3件の自治会(町内会)名とそれぞれの会員数をお知らせしたいと思います。

町長再答弁

1点目の見守りネットワークに関連しての件ですが、疾病の予防・予知つまり健診の参加者をどのようにして増やすのか、その点についての創意工夫の努力は、引き続きやっていきたいと思えます。

2点目のコミュニティの観点からの指摘につきましては、一方では個人のプライバシーや孤独を好むなど社会的傾向もありますので、そうした中においても2つの観点からの対策は、非常に重要ではないかと思えます。現在、実施している保健関係事業、あるいは教育委員会の生涯学習分野の様々な活動事業もどのようにして多くの方に幅広く参加していただけるかは、海洋センターの高度利用対策を見て、一つのヒントになるのではないかと思っています。

3点目の自治会の担当職員制度に関して、役場職員が居住してい

ない町内会に2人ぐらいつつという指摘でした。公務員の世界においても国の働き方改革による労働時間のあり方、余暇の活用のある方、健康回復のあり方等々についても社会的課題になっており、そうした観点から町職員の任用や職務、あるいは福利厚生対策等々を含めての領域の分野でもこれから考えていかなければならない時代の課題にも当たっていると

です。大事なことは、自治会(町内会)の大切さ、行政の側から見た大切さを職員一人一人が自覚をして、自分がどこの地区に住んでいるかが住民の一人だという認識を持って参画していくことは、いずれの分野であろうと、自治体職員に期待されている時代でもありません。そうした職員を育てることに管理職の職員共々努力してまいりたいと思えます。現実に役場職員のいない自治会(町内会)が非常に苦労されている事例もあるというご指摘については、自治会会長、連合会支部役員の方々に実態について率直にお話を聞いてまいりたいと思えます。

なお、会員数の少ない23自治会(町内会)のうち下位3団体の町

内会名と人数については、担当課長から答えさせていただきます。

企画課長

単位自治会(町内会)のうち会員数が少ない下位3つの自治会(自治会)につきましては、平成30年4月30日現在の住民基本台帳による世帯数では、一番少ない自治会は、美国町の川上自治会ということ、世帯数が10世帯です。次に少ないのが丸山町自治会で、世帯数が11世帯です。また、3番目に少ないのが柳町会で、世帯数が17世帯という状況です。

再々質問

高齢者が日常生活を送る上での不安要素を緩和していくことの必要性は、町側でも十分に認識している事と思えますが、最初に述べたように高齢者が積丹町から転出するという流れは止まっています。出来るだけ更にどの様な対策が良いのか、どの様な対策が必要なのか少しでも元気な高齢者が積丹町に住めるような体制づくりに頑張っていたきたいと思います。

それから、自治会の中にはこのように会員世帯数が川上10世帯、丸山11世帯、柳町が17世帯と減少

している自治会があります。川上と丸山は少し離れていて無理かもしれないですが、柳町会については隣接の自治会（町内会）と合併した方が良いのではないかと。合併をせざるを得ない状況にあります。柳町は柳町の自治会の歴史があり、伺ったところでは「できれば合併はしたくない」というような意見がありました。そういった自治会（町内会）には、役員職員が専属連絡担当職員として配置していたのであれば、組織としてどうにか持ちこたえる事が出来ると思います。検討するのも結構ですが、もう待たなしの状態にきていますので、早目に配置できるのであれば配置していただきたいし、出来ないのであれば出来ないの事情を町民に説明する。そうすると合併しなければならぬというような動きになる可能性もあり、そういう動きがあるので、私はできれば配置していただきたいのです。公務となると色々な問題がある事は、私は知っていました。あえて公務とせず、ボランティア的とする事で、配置がしやすいのではないかと思いましたが、質問したところでは、できるだけ1年・2年な

どと言わず、待たなしの状況にきていますので、出来るのであれば早急に配置していただきたいと思えます。積丹町のように過疎化が進む町村におけるこうした問題に対しては、行政がより積極的に踏み込む時にきていると思えます。町長の考えを最後にお伺いします。

町長再々答弁

1点目の高齢者が少しでも転出することがないような創意工夫については、指摘のようなことも参考にさせていただきながら、努力をしてみたいと思えます。

2点目の町内会の世帯数が極めて少ない柳町の例について、町内会の合併等々ができる場合、できない場合等の町の対応については、現在の状況も含めて、町内会が合併するとすればどのような手順がいいのかも含めて相談に乗る対応を急いでまいりたいと思えます。

◎児童虐待問題について

田村 雄一 議員



110番や民生児童委員などにおいて、何らかの動きなどがあつたのかを教えてくださいたいと思います。

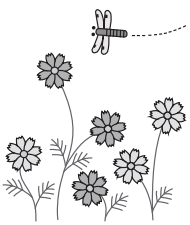
松井町長答弁

当町の児童相談

「児童虐待について」質問します。私は、虐待についての質問は2回目になります。1度目は、ベランダでヒマワリを指さししながら亡くなった女の子の時だと思えます。この度もまた、鬼も涙するよくな、とても寂しい事件が起こってしまった。亡くなられた女の子の魂が少しでも穏やかになってくれることをお祈りしながら質問をさせていただきます。

積丹町の児童相談所へのアクセスなどはどの様になっているのかという事と、またこの度、報道された虐待死の女の子の問題ですが、この事件を受けて町の子ども

所との連携、アクセスについてですが、平成29年の4月に北海道では市町村と児童相談所との役割分担、連携に係るガイドラインが示されており、これに沿って各市町村では児童相談所との連携をしていくことになっていきます。町と児童相談所との役割分担について市町村の役割は、子供家庭支援に関する一時的な相談窓口として町民等からの相談や通告に対して対応し、情報収集等の調査や当該調査結果を踏まえた支援方針の検討・決定・方針に基づく必要な支援の実施、その後のケースの管理、あるいは支援終了の判断等を行うと





▲「こども110番の家」表示板（美国郵便局）

されています。児童相談所の役割は、町民等から相談を受け、自治体では対応が困難なケースの送致を受けて、必要に応じて家庭の状況・専門的な角度からの総合的な調査、判定、また援助方針等を定めるといふ事になっており、法的にも立入調査、あるいは一時保護等の行政権限を行使する事が出来るということ、ケースに応じてそうした手段を活用しつつ、専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うとしています。以上の役割分担により、事案が発生した場合については、当町も児童相談所と連携・協定を図り対応をして

いるところですが。

これまで平成21年から当町と北海道中央児童相談所（石狩管内と後志管内を管轄区域）と連携して、対応した当町の事案は5件ありました。いずれのケースも、21年3月に設置した『要保護児童対策地域協議会』で、児童相談所・後志総合振興局・保健福祉事務所・余市警察署・学校関係機関等が「ケース検討会」を開催し、現在までに12回実施するなどして、関係機関ごとにそれぞれの情報を持つているものを共有することに努めているところですが、ご指摘の東京都目黒区の女児虐待死問題を受けての子ども110番、あるいは民生委員・児童委員に於いての行動についてはですが、当町においては今回の事件を受けて特に行動等はしていませんが、しかしこの事件に限らず、普段におきましても学校、PTA、駐在所、児童民生委員及び関係機関等で構成します『生活指導連絡協議会』は、年4回開催し、『要保護児童対策地域協議会』を通じて児童生徒に関する情報共有を行っているところです。最近の新潟市における小学校女子児童連れ去り殺害事件、本件のような

虐待による死亡事件、児童生徒への不審な声かけ、つきまといなどが発生していることから、去る6月8日、北海道知事から子供たちの安全確保に向けてのメッセージが発出されており、当町教育委員会からも町内各学校に周知をし、注意喚起を行ったところです。

再質問

虐待法（児童虐待の防止等に関する法律）の中で虐待を発見した時、児童相談所などに通告する義務があります。なかなか見つけるのは難しく、その状況や生活など様々な問題が絡み、揉め事が起さるの嫌だという大人の都合を優先しているのが、今現在の現状だと思えます。本来、何より大切なのは、『子供の人権をしっかりと考える』ということを優先しなければいけない話です。

私が実際に経験した話です。町職員も私たちも同じで、皆さんを決して批判するものではありません。

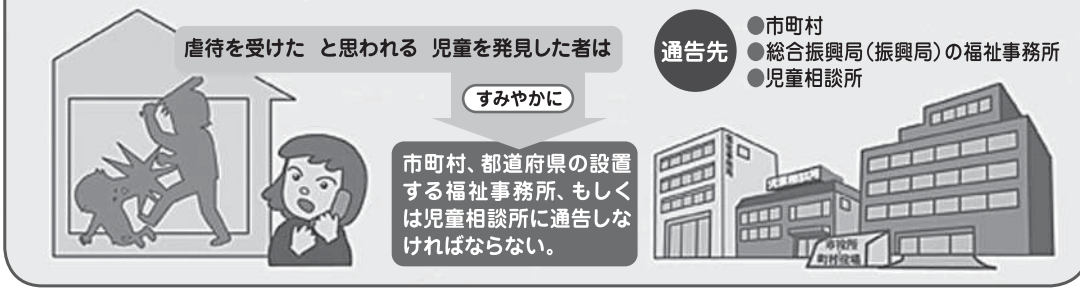
相談員や各委員会の方が様々おられますが、相談者が相談に行つた時の対応で「私は、その係でありませんから。はい。」という返事です。「はい」という事は『終わりました』という事です。私

は驚きました。その相談者は「説教されて帰って来た」と泣いておられました。私は決して説教や意地悪をしたのではないと思えます。相談者は様々な問題を抱えて、相談する段階で傷心し切つて、神経がはち切れそうなくらい細くなり、緊張の連続で相談に行つていられるのです。相談を受けた方がそんな状況を理解せず普通にお話をされて相談者が大きく傷ついたので私は思うのです。状況を理解しようとしなくて幾ら相談員の数を多くしても、私は前に進まないだろうと思えます。これを機にどのように思い、どの様にしたら良いのか。とても私は気になっていいます。逆にさじを投げて、ありがたいことに『田村のところに行け』と言ってくれた人がいました。私は厄介ですが、うれしいです。そう言ってもらえれば。職員としてはとても動きづらい事が沢山あると思えます。

これも実例です。家族の方が困り果てて私のところに相談に来ました。精神疾患の方の話で、病院で診断を受けないと措置入院ができないため、本人に「病院に行く」と伝えると、言うだけで暴れ

てしまいます。何も出来ず、困り果てて警察署に相談し、救急車を呼び、警察と私が立ち会い、病院へ向かいました。ルール違反なのでしょいか。病院に連れて行った

●児童虐待に係る通告義務と、市町村、児童相談所などが通告先として規定されています。(第6条)



▲北海道の「児童虐待の防止等に関する法律」パンフレットより抜粋

事が、私は誘拐になるのか、何の罪になるか解りませんが、私は甘んじて受けます。これは、ネットニュースの中の話です。道路に倒れている人がいた為車を止めて、人工呼吸をした人が駐車違反で、切符が切られました。良いのではないのでしょうか切符が切られても。一人の命が助かったのなら。町の職員・児童相談員や様々な相談員の方々には、色々な事情を十分に理解していただきたいと私は思っています。

東京都は目黒区の事件を受けて、国に虐待に関する情報共有を円滑に行う為のルール作りを求める要望書を提出しました。要するに法が追いついていないのです。この様な虐待の問題はこれから益々増えてくるというのが専門家の考え方です。貧困の差が多過ぎるといふことです。『貧困が無知を生み、無知が事件を生む。この指先に流れる血の冷たさよ。』網走出身の永山則夫死刑囚の詩です。貧困に關しての様々な話も無くもありませんが、極めて難しく、慎重にならざるを得ないといえますか、育て方の違いもあるでしょうから簡単にはいかないと十分に理解でき

ます。児童相談所で把握している中で、解っていないながら強制的に連れてくる事が出来なくて、亡くなった子供の虐待死は4人中1人なのです。今政府が慌てて整理をしようとしています。慌て行う仕事ではありません。これが個人や一つの町で一生懸命取り組んでも、改革や制度が出来ない訳では無いのは十分に解ります。でも、悲しい事件を見てただ涙を流しているれば良い訳ではないと私は思う。おかしいものはおかしいと大きな声で言わなければ、改革にも法改正にも繋がって行かないと私は思います。これからまだまだ増える、どこにでも起こり得る問題は、積丹町でも起こりかねない問題と捉えて、今いる民生委員の方々と職員、そして我々も含めて、そういう強い思いを持って活動していくのが当たり前だと思われないか、町長はどう思われますか。

町長再答 積丹町には児童福祉社司という専門職を置いていませんし、社会福祉事務所を設置している自治体でもありませんので、なお一層、児童相談所あるいは福

祉事務所と連携していかなければならない現状については議員もご理解いただいていると考えます。問題は、個々の様々な事案、ケースに向かう職員としての姿勢については、相談に来た方、話を聞いて欲しい方と受ける側、色々と置かれていく環境や、また背景や事情も異なる中で、どれだけ冷静に相談者の方の立場に立って耳を傾けることができるか。日常的に非常に業務量が多く限られた勤務時間の中でやらなければならぬ業務が沢山ある中で、そうしたケースに割く時間が非常に多いのが現状です。ともすれば職員としてもなかなか純粋な気持ちで相手の方に接することが出来なかった。それがまた誤解を生むというような指摘だろうと思えます。これは、子供の貧困や虐待に關することだけでなく、それ以外の事にも共通するものであろうと思えます。従いまして、日常的な業務の中で私を含めて管理職あるいは係長職・係員職含めて、そのような認識を常に忘れてはならないし、そうした認識を持つ努力をしていかなければならないと思っています。

地方分権時代の期待される職員

像であります「住民が主役であるとの認識を持った職員にならないければならない」もう一つは「広い視野と先見性を持った職員、物事を広い視野から考える・捉える職員」は、訴えている方のその事象・理由等とはともかく、その背景などできるだけ限られた時間の中で広い視野で耳を傾ける・考えられるような職員になれという意味なのであります。今日の複雑な社会情勢、社会的な課題、行政施策だけでは解決できないようなことが沢山ある中であつても、自治体職員としてどうあるべきか、ということについて日々研さんを重ねる意識を持つことが大事だと思っております。言うには簡単であります。職員一人一人においてもそれぞれ生まれ育つた環境、そして町職員として役場に奉職し始めてから同僚、上司、そして勤務年数を重ねる毎にその違いはある訳でありますから、どんな職員であつても地方分権時代の自治体職員に期待される職員像を共通して持つていなければならぬことではあります。中々それが出来ない現実があります。しかし今一度振り返つて立ち止つて考えてみる

と、いずれかの機会を通じて、職員にも指導していきたいと思えます。

再々質問

先ほども言ったように個人や一つの町での改革は、厳しいという事は十分に理解しています。そんな中でも虐待に對してある団体が支援を行っています。結構プロフェッショナルが集まつて活動している団体があります。そのような団体を調べてしっかりと把握していると、何かあつた時に有益になります。とても必要な事だと思ひます。

私は美国の真ん中にとてもかわい立派な施設を造り、子供たちに来てもらい、中東の戦争で両親や家族が亡くなった子供たちも含めて、積丹町民がそのような方々の母となり、父となることを夢を見ています。夢ですから実現するか、しないかは別にして、町長もそういう夢を一緒に見続けてみるという気はありますか。

町長再々答弁

行政機関ではないところで、公益的な収益金を活用して、大きな取り組み支援をしているような団体があることは承

知しています。日本の現在置かれている社会的課題、これに取り組み団体を民間が支援する中には子供の貧困対策、あるいは虐待、あるいは荒れ果てた林業をどうやって立て直すのか等々を含めて相当広範にわたる課題であり、いずれも現在の日本の国の政策の中では対応し切れていない課題への取り組みです。

教育委員会では相当以前から国際理解教育の一環として、日本に研修で来ている外国人の留学生の方々が、母国の様々な文化や社会生活の状況等を私どもの町に伝える。そういう事業も行つておりますので、私は決して積丹町は遅れているようなことではないと思ひます。

「町長は夢を持つことを」ということですが、日々私どもの仕事は、国や北海道行政施策の制度と現実に住民の求めるものとのギャップについて悩みながら仕事しているという現実があります。そうしたことを乗り越えていく、またそうした中から仕事のやりがいを感じるような、仕事を進めていくように、特に管理監督にある者についてはやっていかなければ

ならないと思つておりますし、私自身もそうした視点からの物の見方、考え方、情報を得ることの大切さを大事にしたいと思います。

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所・氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

電話：44-3380



— 議員活動 —

■北海道町村議会議員研修会■

7月3日、札幌市（札幌コンベンションセンター）において、北海道町村議会議長会が主催する平成30年度北海道町村議会議員研修会が、全道144町村の町村議会議員を一堂に会し、開催されました。

開会にあたり西村昭教会長は、『今、北海道が抱えている大きな問題（鉄道・バス路線の維持・高齢者ドライバーの交通事故・住民の交通の確保）があり、一方では、議会において『議員のなり手不足』や『町村総会』についての課題があり、多岐にわたる様々な問題や課題に対し144の町村の議会が1つになり、より良い明日を築くために住民から信頼される議会になるよう努めて行きたい』と挨拶されました。

【第1部】 「明治維新から150年、現在そして未来を考える」 講師：歴史家・作家 加来 耕三
冒頭で、「明治維新の始まりは何処から」の問いから始まり、明治維新の流れや歴史上の人物を取り上げながらお話され、歴史は繰り返すものであり、地に足が着いた歴史には、似たような人物や同じような事件が必ず過去にあり、そこにヒントが隠されている。

また歴史を日常生活や仕事の上で活用する事が出来れば、周囲と感情的にもつれる事は無くなる。立ち止まり物事を見るという訓練をして欲しいと話され、3つのポイントとして①見える右手に真実はなく、隠れている左手にこそ真実がある。前に答えが無くても慌てず、必ず答えは後ろにあるので冷静にバランスを持ち物事を見る訓練をして欲しい（右手の法則・左手の原理）②物事には必ず前兆があるのでそこを見極めて欲しい（未発の発芽）③数字が嘘をついたことは歴史学の世界には無く、奇跡や偶然という飛躍する論旨を捨てる事などを話されました。



▲歴史家・作家 加来 耕三氏

【第2部】 「現代日本政治と政局のゆくえ」 講師：日本大学法学部 教授 岩井 奉信

国政において、5年先は方向性が不透明な政治の時代が起こる可能性があり、今は安定しているような政治も数年先は闇になる場合もある。地方はその影響を受けるため、国が混乱する状況に構え、被害を受けないような身構え、準備が求められている。

市町村の役割が多くなった現在、それぞれの自治体が競争し、色々なアイデアを持ち、地域の特性をどの様に生かす事を考えていかなければならない。最後は中央に意見が言える自治体・議会であって欲しいと話されていました。



▲日本大学法学部教授 岩井 奉信氏

■積丹町議会議員視察研修■



▲小熊の檻の説明

議会の活性化と議員の資質向上に資するため7月4日、『札幌市アイヌ文化交流センター』を視察しました。

この施設は、北の大地に先住し、独自の文化を育んできたアイヌ民族の生活や歴史・文化などを楽しみながら学び、理解を深めていく事を目的にしており、展示室には伝統衣服や民具など約300点が展示されています。

同センターのガイドと共に施設を回り、展示品などの説明を受けながら実際に手に取り、自然と共に生きていたアイヌ民族の方々の生活を、垣間見る時間になりました。

議会の主な動き

六月

6日 第22回北後志町村議会議員パークゴルフ大会 赤井川村
 (山本議長・海田副議長・佐藤晃議員・岩本議員・笹山議員・
 葛西議員)

10日 YOSAKOIソーラン祭り積丹町&香美市合同チーム解散式
 札幌市(海田副議長)

12日 後志町村議会議長会臨時総会 札幌市(山本議長)

〃日 北海道町村議会議長会第69回定期総会 札幌市(山本議長)

15日 平成30年度北後志防犯協会総会 余市町(山本議長)

18日 議会運営委員会

20日 第2回積丹町議会定例会(第1日目)

21日 第2回積丹町議会定例会(第2日目)

七月

3日 北海道町村議会議員研修会及び積丹町議会議員視察研修
 札幌市(山本議長・海田副議長・佐藤晃議員・岩本議員・葛西
 議員・松尾議員) 4日まで

10日 北後志消防組合第2回定例会 余市町(山本議長)

〃日 北後志衛生施設組合第2回定例会 余市町(山本議長)

12日 第24回後志町村議会議員パークゴルフ大会

岩内町・泊村(山本議長・海田副議長・佐藤晃議員・岩本議員・
 葛西議員・松尾議員)

28日 第24回北後志消防大会 仁木町(山本議長)

八月

5日 北海道150年記念式典 札幌市(山本議長)

6日 平成30年度国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総
 会及び要望会 余市町・小樽市・札幌市(山本議長)

8日 北海道森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会定期総会
 札幌市(佐藤晃議員)

22日 議会広報研修会 札幌市(葛西議員)

23日 後志町村議会議員研修会 岩内町(山本議長・海田副議長・
 佐藤晃議員・葛西議員・松尾議員)

24日 第5回積丹町議会臨時会

〃日 広報編集特別委員会

議 会 一 口 メ モ

決算の意義と考え方

「決算」とは、歳入歳出予算に基づき収入と支出の結果を集計し
 た計算書である。また、予算を執行した結果、どのような成果を挙
 げたかを示す成果報告書でもある。

議会は、この歳入歳出決算を審査して、認定に関する議決を行う
 のであるが、「町村議会の機能を高めるための方策」の中に、「決算
 審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあ
 るが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査する
 とともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、
 住民に代わって行政効果を評価するきわめて重要な意味があること
 を再認識すべきである。また、審議の結果は、後年度の予算編成や
 行政執行に生かされるよう努力すべきである」と示されている。

これは、税金の使い方を決める予算の審議とその使われた結果を
 予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる決算審
 査の重要な意義が強調されているものである。

(H30年6月～H30年8月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時	項目	
○	○	○	△	○	△	○	○	△	議会運営委員会	H30. 6. 18
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(一日目)	H30. 6. 20
○	×	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(二日目)	H30. 6. 21
○	×	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	H30. 8. 7
○	×	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会	H30. 8. 7
○	×	○	○	○	○	○	○	○	第5回臨時会	H30. 8. 24
○	△	○	△	△	○	○	○	○	広報編集特別委員会	H30. 8. 24

編集後記

本来、梅雨はないはずの本道

ですが、今年の初夏

は常に雲が低く垂れ込め、冷たい雨が降り続き、蝦夷梅雨の存在を感じずにはいられませんでした。今後の収穫に向け、農作物への影響が心配されます。

7月上旬には、珍しく台風7号が日本海を北上し、本町には神威岬で先端付近の断崖が一部崩落するとう爪痕を残して行きました。西日本豪雨では、停滞する梅雨前線の影響から大雨による激甚な水害や土砂災害が発生し、平成で最悪の被害を受けました。

犠牲になられた方々や被害に遭われた方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

早いもので当町はウニ漁が終了し、これからは秋の観光シーズンが始まります。本格的な台風時期を迎えることにもなりますが、是非とも穏やかな天候が続き、自然災害がないことを期待したいものです。

(晃)

夕コ岩(神岬地区)

委員長 葛西敏夫
副委員長 松尾大樹
委員 海田一時
佐藤晃
岩本幹兒